Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
		原書児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児(者)について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図る。		中成26年度推進状況 ○児童福祉法の一部改正(平成24年4月)により、障害児相談支援事業を法定化し、相談支援を推進。 【障害児相談支援事業所数の推移】 (平成24年度)→(平成25年度)→(参考:平成26年度)
	1-(3)-6	児童発達支援センター及び障害児入所施設について,障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ,その専門的機能の強化を図るとともに,これらの機関を地域における中核的支援施設と位置付け,地域や障害児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため,必要な施設整備も含めて体制整備を図る。		〇平成24年度より都道府県地域生活支援事業の児童発達支援センター等の機能強化等において、児童発達支援センター等の事業内容の改善を行うことによる機能強化等を図り、地域の障害児支援の拠点整備を推進。
(4) サー ビスの質の 向上等		障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう, これらのサービス等を提供する者, 又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を養成する。		〇都道府県において「サービス管理責任者研修」を実施し、サービス提供職員に対する指導を行う人材を育成している。
		障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障害福祉 サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の 推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価 結果の公表の促進等に努める。	厚生労働省	〇運営適正化委員会において平成25年度、福祉サービスの苦情に関して苦情として対応した件数は3,790件。障害者に関するものはうち1,867件。 〇障害者(児)施設・サービスに係る福祉サービス第三者評価事業における平成17年度~25年度までの累積受審件数は3,484件。

Ⅲ 分野別点	分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況	
	1-(4)-3	知的障害者又は精神障害者(発達障害者を含む。)が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう,本人の自己決定を尊重する観点から,意思決定の支援に配慮しつつ,必要な支援等を行う。	厚生労働省	○成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成24年4月:1,240市町村→平成25年4月:1,322市町村 → (参考) 平成26年4月:1,360市町村 ○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する成年後見制度法人後見支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 平成24年4月:47市町村→平成25年4月:174市町村 → (参考) 平成26年4月:207市町村	
	1-(4)-4	地方公共団体における障害福祉計画の策定に当たり、国において、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標等を定めた基本指針を策定し、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるように取り組む。	厚生労働省	〇第4期障害福祉計画(平成27年度から平成29年度)の策定に向けて、国の基本指針を見直すため、平成25年11月から社会保障審議会障害者部会において議論を行った。	
	1-(4)-5	長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定がなされるよう実施主体である市町村への周知に取り組むとともに、都道府県との連携の下、市町村に対する支援を行う。	厚生労働省	〇毎年の障害保健福祉関係主管課長会議において、訪問系サービスについて、適切な支給決定が なされるよう周知を図っている。	
	1-(4)-6	障害福祉サービスの提供に当たっては、都道府県による 管内市町村への適切な支援等を通じ、地域間における サービスの格差について均てんを図る。	厚生労働省	〇第4期障害福祉計画(平成27年度から平成29年度)の策定に向けて、国の基本指針を見直すため、平成25年11月から社会保障審議会障害者部会において議論を行った。	
	1-(4)-7	難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては,各地方公共団体において,難病等の特性(病状の変化や進行,福祉ニーズ等)に配慮した円滑な事務が実施されるよう,理解と協力の促進を図る。	厚生労働省	〇地域生活支援事業、補装具、日常生活用具の円滑な支給のため「難病患者等における地域生活 支援事業等の取り扱いに関するQ&A」を発出。	
(5) 人材 の育成・確 保	1-(5)-1	社会福祉士,介護福祉士,精神保健福祉士等の福祉専門職について,その有効な活用を図りつつ,養成及び確保に努めるとともに,理学療法士,作業療法士,視能訓練士,義肢装具士,言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について,専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。また,ホームヘルプサービスについて,障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。さらに,障害福祉サービス等を提供する事業者に対し,労働法規の遵守を徹底する。	厚生労働省	○国立障害者リハビリテーションセンター学院において、義肢装具士、言語聴覚士等の養成を実施。また、現に従事している各種専門職員の技術向上を目的とした研修を実施。 【養成】 卒業者数(25年度 (参考)26年度) ・言語聴覚学科 27名 27名 ・義肢装具学科 6名 6名 ・視覚障害学科 4名 4名 ・手話通訳学科 9名 7名 ・リハビリテーション体育学科 2名 2名 ・児童指導員科 9名 9名 【研修】 受講者数 25年度 研修会数: 29、開催数: 35、受講者: 1,966名 (参考)26年度 研修会数: 30、開催数: 35、受講者数: 1921名	

田 分野別施等の其	大的方向 木的方向	平成25年度推進状況	
Ⅲ 分野別施策の基本的方向1-(5)-2 国立障害者リハビリテーションセンター等の国立専門機		関係省庁 厚牛労働省	○国立障害者リハビリテーションセンター研究所において、障害全体を視野に入れた総合的リハ
	関等において障害に係る専門的な研究を行うとともに、障害保健福祉に従事する職員の養成・研修においてこれらの機関の積極的な活用を図る。	15 ± 13 M G	ビリテーション技術および福祉機器等に関する研究開発を実施。また、学院において現に従事している各種専門職員の技術向上を目的とした研修を実施。 【養成】 卒業者数 (25年度 <u>(参考)26年度</u>) ・言語聴覚学科 27名 <u>27名</u> ・義肢装具学科 6名 6名 ・視覚障害学科 4名 4名 ・手話通訳学科 9名 7名 ・リハビリテーション体育学科 2名 <u>2名</u> ・児童指導員科 9名 <u>9名</u> 【研修】 受講者数 25年度 研修会数: 29、開催数: 35、受講者: 1,966名
		原	<u>(参考)26年度 研修会数:30、開催数:35、受講者数:1921名</u>
(6)福祉 1-(6)-1 用具の研究開発及び身体障害育成等	良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図るため、研究開発の推進等を進める。また、研究開発や障害者等のニーズを踏まえ、ユニバーサルデザイン化を促進し、誰もが使いやすいものづくりを推進する。さらに福祉用具の適切な普及促進を図るため、積極的に標準化を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。		○障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすく適切な価格で販売される機器を、企業が障害当事者と連携して開発する取組みに対して助成を行う「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施。平成22年度から平成25年度の過去4年間で、のべ61件、うち平成25年度は14件の助成を実施。 (参考) ○平成26年度から、障害者自立支援機器の実用化、利活用を推進するため、開発者が持つ「シーズ(技術)」と障害当事者等が持つ「ニーズ」のマッチングを図る交流会を開催。 ○優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化を行う民間企業に対し、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を通じて広く公募を行い、研究開発費の補助を実施。制度発足以来平成25年度末までに209件のテーマを採択。 ○福祉用具に関する標準化については、順次日本工業規格(JIS)制定・改正を進め、平成25年度までに介護保険対象の主要品目については標準化を行った。 ○また、ユニバーサルデザイン化の一環であるアクセシブルデザインについては、平成25年度までに36規格を制定した。 (参考) ユニバーサルデザイン化の一環であるアクセシブルデザインについては、平成26年度までに37規格を制定した。これらの規格で定められたデザイン配慮事項を取り入れた製品やサービスは 「基実に増えており、公共トイレの便房内操作部の配置等の標準化(JISS 0026)や、従来の シャンブー容器に加えボディーソープ容器にも識別のための凸表示を行う (JISS 0021)等が 普及し始めている。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況		
	1-(6)-2	補装具の購入又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給,日常生活用具の給付・貸与を行うとともに,福祉用具に関する情報提供などにより,その普及を促進する。		○障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が本来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について購入又は修理に要する費用の一部を支給する「補装具費支給制度」を実施。 ○障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等(居宅生活動		
	1-(6)-3	情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築によ	原生労働	作補助用具(住宅改修費)を含む)により、福祉の増進に資することを目的とした「日常生活用 具給付等事業」を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。 ○福祉用具ニーズ情報収集・提供システム(障害者等のニーズと福祉用具の開発・研究者のシー		
	. , , , ,	り、福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進するとともに、研修の充実等により、福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上を図る。		ズを繋げることを目的としたシステム)を運用。 〇国立障害者リハビリテーションセンター学院において、福祉機器専門職員研修会を実施。		
	1-(6)-4	身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に基づき、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の育成及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図る。		〇身体障害者補助犬の育成費用を助成する「身体障害者補助犬育成事業」を実施。(平成18年10月から都道府県地域生活支援事業として実施。)また、平成15年10月の身体障害者補助犬法の完全施行に伴い、ホテル、デパート等の不特定かつ多数の者が利用する施設において、原則として身体障害者補助犬の同伴の受け入れが義務化。		
(7)障害 福祉サービ ス等の段階 的な検討		障害者の生活ニーズを踏まえた障害福祉サービスの更なる充実等を図るため、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第51号)附則第3条第1項に基づき、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方等、同条同項に規定された事項について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずる。		〇「常時介護」という概念に共通理解等を得る事を目的に、平成25年度障害者総合福祉推進事業において、「常時介護を要する障害者等の支援体制に関する調査研究」を実施。 〇手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方についての検討を進めるため、平成25年度障害者総合福祉推進事業において意思疎通支援実態調査を実施。		

(別表) 1. 生活支援

事項	現状(直近の値)	目標	平成25年度
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	2.9万人(平成17~23年度)	3.6万人(平成17~26年度)	3.6万人
福祉施設入所者数	14.6万人(平成17年度)	12.2万人(平成26年度)	13.1万人
障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会を設置している 市町村数	1,629市町村(平成24年度)	全市町村(平成29年度)	〇(自立支援)協議会の設置 (1,650市町村)
訪問系サービスの利用時間数	494万時間(平成24年度)	652万時間(平成26年度)	523万時間
日中活動系サービスのサービス提供量	893万人日分(平成24年度)	978万人日分(平成26年度)	948万人日分
療養介護事業の利用者数	1.9万人分(平成24年度)	1.6万人分(平成26年度)	1.9万人分
短期入所事業のサービス提供量	26万人日分(平成24年度)	33万人日分(平成26年度)	28万人日分
	計画相談支援 2.6万人(平成24年度)	計画相談支援 18.9万人 (平成26年度)	6.4万人
相談支援事業の利用者数	地域移行支援 O.O5万人 (平成24年度)	地域移行支援 O.9万人(平成26年度)	0.05万人
	地域定着支援 O.1万人(平成24年度)	地域定着支援 1.3万人(平成26年度)	0.2万人